

会 議 録

会議の名称	平成29年度第4回地域福祉計画策定委員会				
開催日時	平成29年12月14日(木) 午後7時00分～9時00分				
開催場所	東村山市役所 いきいきプラザ2階 学習室				
出席者 及び欠席者	<p>●出席者：</p> <p>(委員) 河津英彦委員、橋本洋子委員、今井和之委員、高橋節夫委員、大木幸子委員、長島浩二委員、千葉瑞枝委員、鈴木博之委員</p> <p>(市事務局) 山口健康福祉部長、河村健康福祉部次長・野口子ども家庭部長、瀬川子ども家庭部次長・新井地域福祉推進課長・黒井生活福祉課長、進藤高齢介護課長、小倉障害支援課長・花田健康増進課長・土屋生活福祉課長補佐・金野高齢介護課長補佐・加藤障害支援課長補佐・竹内地域福祉推進課調整担当・谷自立相談係長・空閑子ども総務課長・嶋田子育て支援課長・榎本子ども家庭支援センター長・大塚地域福祉推進課計画担当主査</p> <p>●欠席者：曾我部多美委員・近藤幹生委員・山路憲夫委員</p>				
傍聴の可否	傍聴可能	傍聴不可の場合はその理由	/	傍聴者数	0名
会議次第	<p>1 開会</p> <p>2 あいさつ</p> <p>3 議事</p> <p>(1) 個別計画(案)策定状況の報告について</p> <p>①障害者福祉計画、障害福祉計画【資料1-1、1-2】</p> <p>②地域保健計画(健康ひがしむらやま21、母子保健計画を含む)【資料2】</p> <p>③地域包括ケア推進計画 【資料3】</p> <p>(2) 地域福祉計画(案)について 【資料4】</p> <p>①計画策定に係る基本事項</p> <p>②基本理念と基本目標、重点施策</p> <p>(3) パブリックコメントについて</p> <p>(4) その他</p> <p>4 閉会</p>				
問い合わせ先	<p>健康福祉部地域福祉推進課計画担当</p> <p>担当者名 大塚 知昭</p> <p>電話番号 042-393-5111 (内線3183)</p> <p>ファックス番号 042-394-7399</p>				

## 会 議 経 過

### (1) 個別計画(案)策定状況の報告について

○地域福祉推進課長(資料1をもとに説明。以下要旨)

第3回までの策定委員会でいただいた意見をもとに策定をした地域福祉計画の基本理念・基本目標のもと、関係会議において個別計画の検討、策定が行われてきました。今回の策定委員会では平成30年1月に予定されているパブリックコメントに先立ち、個別計画(案)と地域福祉計画(案)を確認いただき、ご意見をいただければと思っています。

今回いただきますご意見や、1月のパブリックコメントでいただく意見等を踏まえた計画を策定する予定となっております。

計画の最終案については2月頃に各部会や策定委員会でお示しします。次第に沿って障害分野、地域保健分野、高齢分野の計画案について、この後各所管より説明します。

### ①障害者福祉計画、障害福祉計画

○障害支援課長(資料1-1、1-2をもとに説明。以下要旨)

東村山市障害者福祉計画推進部会において、今年度第3回目の会議を11月6日(月)、第4回目の会議を11月27日(月)に開催し、次期計画の素案について協議を行っています。当該会議で意見を受けて作成した、それぞれの計画の素案となっています。

資料1-1 障害者福祉計画の素案は、計画の継続性を確保する観点から、現行の計画である第4次障害者福祉計画をベースとしながら、関係所管に各事業の進捗状況の確認を行い、現状を踏まえた文章へと修正するとともに、第4次計画の推進期間において施行された法制度等についての表記を、それぞれ適切な項目に加えた計画となっています。

障害者福祉計画(案)については、現行計画に対し、新たに加わった項目を中心にご説明します。

8ページ(2) 障害児教育の充実と障害者就労支援の推進を定める項目ですが、本項目では④障害者就労の推進において、平成26年4月に施行された『障害者優先調達推進法』に基づく物品などの優先調達を進め、障害のある人の『福祉的就労』を支援します。」という文言を追記し、市において積極的に障害者就労施設等から物品や役務の調達を推進することを盛り込みました。

11ページ(2) 相談支援体制の充実の項目ですが、①相談支援体制の充実について、「複雑・高度な相談支援のニーズに対応するため、その中核となる基幹型の相談支援体制の充実を図ります。」という表現を追加し、相談支援の強化を図ることを盛り込んでおります。また、平成25年4月に施行された障害者総合支援法により難病も障害の範囲に加えられたことと、障害者福祉計画推進部会の委員の意見を反映し、新たに(○の5つ目) 難病のある人の相談先における連携に関することを盛り込みました。

12ページ(1) 地域生活を支える福祉サービスの充実の項目、①自立を支援する福祉サービス等の充実についてです。これまで、市単独で実施している手当について検討してきた、「障害福祉に関する市単独事業再構築検討会」における検討が一定程度まとまった状況にあることから、今後の見直しに関する記載を盛り込みました。

同ページ④地域資源の活用による拠点づくりと活動の場の充実では、「気軽に立ち寄り、様々な人と交流ができるように、市内の地域資源や各施設を活用することで、相互交流を促進し、余暇活動の場や交流の場および居場所づくりを検討します。」とい

う表現としました。

13ページ(3)権利擁護の支援体制の充実の項目、①権利擁護体制の充実では、平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」に関する項目を新たに設けました。次に、障害福祉計画(素案)については、国が示す基本指針により、計画で策定する項目について、明確に定めがあることから、当該指針に基づいて素案を策定いたしました。

今回、国の基本指針における主な変更点としては、平成30年度からの新たな法定サービスの見込量を記載することと、成果目標として精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムに関する項目や、障害児支援の提供体制の整備に関する項目等を加えることとされており、当市の計画素案にも、国の基本指針の変更に従って、それぞれ項目を加えています。

また、これまでにも現行計画に含まれていた障害児の通所サービスに関する見込み量については、今回の計画から、当該部分の名称を「障害児福祉計画」とするよう、国の指針において示されたことから、当市においても計画の該当部分について「障害児福祉計画」という記載を加えております。

この構成については、東京都にも確認いたしましたが、都も同様の構成にするということでしたので、都と市の計画の整合性を図り、このような素案としています。

また、本計画で見込んでいる数値等については、東京都からも計画部会からも特段の修正を必要とするような意見はありませんでした。

○会長 ご意見ご質問ありますか。

○A委員 障害者福祉計画で出される施策と障害福祉計画の具体的なサービスのつながりはどこかに整理されますか。

○障害支援課長 障害者福祉計画は理念を示すものであり、障害福祉計画はサービス利用者がどれだけ増えるかを計画しています。障害者福祉計画と障害福祉計画は全て一致するものではありませんが、障害者の支援体制の充実については関連性を持たせています。例えば、障害者福祉計画と障害福祉計画が関連するものとして障害者の就労に関する部分があります。障害者福祉計画では就労支援室で、どのように職場開拓をするか就労につなげるかを位置づけ、障害福祉計画では一般就労者数の見込みが書かれています。

○A委員 障害福祉計画の6ページで精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築や医療ケア児など国が出しているものは新しい施策になり、協議の場を置くところがあるが、精神障害をお持ちの方が65歳の壁をどう突破し介護保険につなげるかを各自治体で模索していかなければならないと思います。

障害者福祉計画の方で新しい施策については方向性が示されると良いと思います。

○障害支援課長 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について当市では既に設置中としており、障害者福祉計画の12ページ②地域で暮らすための支援体制の整備において、理念を記載し、広義な表現をしています。65歳になった時に、障害サービスから介護サービスへ移行する時には課題があったため、当市では65歳になる前から介護保険サービスの説明などを利用者に行い、障害福祉サービス従事者だけではなく、介護保険制度のケアマネジャー、各地域包括支援センターとも協力を

しながらスムーズに制度移行できるよう日々対応をしています。

○A委員 対応済みということでしょうか。

○障害支援課長 そのとおりです。

○会長 障害者福祉計画は東京都内の他の基礎自治体はどのようにつくっていますか。それぞれ特色のある計画を作っていますか。

○障害支援課長 障害者福祉計画は項目に定めはないため、各自治体によって書き方や構成は異なります。

②地域保健計画（健康ひがしむらやま21、母子保健計画を含む）

○健康増進課長（資料2をもとに説明。以下要旨）

地域保健計画策定にあたっては、これまで「地域保健計画推進部会」において、4回にわたってご議論をしています。これまでの部会で主にご議論された項目を中心にご報告します。

第5次の「地域保健計画（案）」の構成については、平成29年度までの現行の「第4次地域保健計画」では、「地域保健計画」の中に、「健康ひがしむらやま21」と「母子保健計画」が位置づけられていますが、制度改正の影響などから、これら3つの計画については、冊子にいたしますと、それぞれが分かれているような作りになっていました。

第5次の「地域保健計画」では、「健康ひがしむらやま21」と「母子保健計画」が包含された計画であることを説明しています。

次に、3ページ（1）“健康寿命の延伸のためのライフステージに応じた健康づくりの推進”については、現行の第4次計画で掲げている基本的課題を継承した形となっていますが、要介護状態にならないための「一次予防」を行うためには“住民自らの健康づくりは地域における日々の取り組みが大事であり、今後も地域を中心としていくことの重要性”として、住み慣れた地域での仲間づくり・健康づくりが今後も重要であることを強調しています。

（2）“生活習慣病の発症予防と重症化予防対策の推進”については、第4次計画では「がん・循環器病対策」というタイトルでした。説明文章については基本的には変わりはないが、がんや心疾患等の多くの原因である「生活習慣病」と「その予防」を強調したタイトルへと変更しています。

5ページから7ページにかけ、昨年末に実施した『地域福祉計画基礎調査』の結果として、後のページに掲載してある「健康ひがしむらやま21」の目標設定に関係する主だった調査結果を掲載しています。空白部分には補足説明等を入れるようにと、先週6日に行われた部会で委員より指摘がありました。

9ページ目は地域福祉計画に掲げられています、4つの「基本目標」にそった、「地域保健計画」としての考え方を記載しています。

地域保健計画推進部会では、（1）の“地域社会づくり”の重要性について、これまで多数ご意見をいただいています。

保健分野の計画であることから、（3）の“健やかに暮らしていくためのしくみ”にボリュームが置かれている計画案になっています。

10ページ・11ページは計画の構成についての事務的な説明となります。

13ページからは、上位に位置づけられている「主要な施策」に掲げた各項目を達成するための、「展開方向」について説明を記載しています。

なお、「健康ひがしむらやま21」に連動した、展開方向（取り組み）がわかるように、「健康ひがしむらやま21の『領域』」の枠を設けています。

なお、先週の部会では、「領域」という国が使用する単語は、分かりにくいいため、住民の方が行動に移しやすいような表現、そしてデザインへ紙面を改善するように、ご意見をいただいております。現在、事務局で修正中ですので、今後、デザインの変更があります。

15ページ以降については、引き続き、主要な施策の展開方向を記載しています。部会からの主なご意見としては、18ページの栄養・食生活については、“市民ができること”の取り組み内容の「栄養成分表示」などが、紙面のどこかに掲載すると分かりやすいといったご意見や、28ページのCOPDについては、冊子の巻末に「用語集」を設けるとしても、用語説明をこのページに入れるべきといった指摘を受けています。

全体を通して、大きなデザイン変更を予定した案ですが、基本的課題でも説明申し上げたとおり、第5次の地域保健計画策定にあたっては、第4次計画を基本的に継承し、より「健康づくり」「地域づくり」「生活習慣病の予防」を強化する計画として、この間、部会において議論いただいております。

○子育て支援課長 平成27年度の現行母子保健計画の策定にあたり、「東村山市地域保健計画」のもとに位置づけ、「東村山市地域保健計画」の改訂に合わせて同計画に包含させる検討を行うこととしており、素案は「東村山市地域保健計画」に包含した形で作成しています。計画の内容については、地域保健計画と同様4回の地域保健計画推進部会において、委員の皆様よりご意見を頂き、作成しました。

34ページのⅢ母子保健施策の母子保健の課題5つについては、現計画から国の「健やか親子21」で示された課題を採用しており、今回も同様とし、5つ課題を挙げています。現行計画では、課題3となっていた「子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり」がすべての課題の土台である事から、これを課題1として、課題の順番を変更しました。5つの課題への取り組みについては、現行の母子保健施策を軸に展開の方向を示し、また「すべての家族が健やかに暮らす地域」を追加しました。これは支援が「母子」のみではなく「家族」全体を対象としていることから、明記したものであります。また、具体的な各種課題を表現していますが、「望まない妊娠」を追加いたしました。

次に36ページ、課題1の③として「母子保健包括支援センター機能の充実」を追加しました。これは、国が平成32年度を目途に、自治体が設置することを努力義務として掲げておりますが、③の展開方向にお示ししているように、母子保健包括支援センター（子育て世代包括支援センター）機能の充実を推進していきたいとの考えから、追加しております。

39ページ、課題2の「切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策」では、④「妊娠期における支援の充実」と、⑤「妊娠に関するさまざまな相談への支援」を追加しました。これは平成28年度から取り組んでおります、「ゆりかご・ひがしむらやま事業」の推進を明記したものになります。

現計画では「計画指標」は計画の最後の一括して掲載しておりましたが、今計画では、それぞれの課題毎に分けて掲載する形といたしました。また、詳細の指標は、各種健診の際に調査を行っており、「健やか親子21」により、国への報告義務がある

項目となっております。

○会長 ご意見ありますか

○B委員 保健推進委員会の健康意識の向上を図るためとあるが、委員会の中の向上を図るのが分かりづらいと思います。

○健康増進課長 保健推進員は地域の健康づくりをすすめており、まずは委員の意識を高めることで、その活動に反映していくというものであります。

○C委員 健康計画の部分で介護予防、フレイル予防に触れていますが、高齢の計画でも予防の内容に触れているなど、課をまたがった分野については市の実施体制はどうなっていますか。

○健康福祉部長 ひとつに医療介護連携や施策として介護予防と呼ばれるものと健康づくりと呼ばれるものがありますが、15年程前はもっと色分けがしやすかったと思います。介護保険制度が予防重視にシフトしていく中で、健康づくりと介護予防とはほぼイコールとなり、対象にしている世代が重なってきています。それを踏まえて従来の健康課を健康増進課に切り替えて、健康増進課で認知症を含む施策を高齡介護課からシフトしており、今後も一体的に対応するような形へシフトしていきたいと考えています。当市では次年度に大きな組織改正を検討されており、所管部として一体的な施策展開となるよう組織についても検討していき、今後に向けて若年増から高齡層まで1つの施策の中ですすめていければと思っています。

○D委員 子育てひろばや保育園など現場では、育てにくさを感じる母親たちが多くなっているという実感があります。育てにくさを感じている方が増えており、そういった方にどう寄り添っていけるかですが、発達支援センターも一つの方向性だと思います。母子保健だけではなく、地域づくりは関係機関と連携をとることが大事なので具体的に示されると良いと思います。保健師には活動に限りがあり、他の地域では地域のお母さんとのつながりをもつ仕組みがあり、母子健康包括支援センターでどういこうことを考えていこうとしていますか。

もう1点は東村山市では保健師が行う全戸訪問は大変充実していると感じています。全戸訪問、こんにちは赤ちゃん事業の次につながるものだと思います。どうしても緊急性のある子どもへの対応を優先してしまい、要支援までいかない人への支援が後回しになっている実態があるのではないかと思うので、制度のはざまに光を当てて、具体的な施策を考えたいと思います。

○子育て支援課長 所管としても課題としてとらえていますが、育てにくさを感じる親に寄り添う支援だけではなく、健やかな成長を見守る地域づくりも含めて東村山市の施策として考えていきたいと思っています。

○A委員 先の委員のご意見については③母子健康包括支援センター機能の整備に「母子保健と子育て支援事業との連携を図っていきます」とありますが、既存のサービスだけではなく地域の市民の活動との連携も文言として追加されると包含されていくと思います。コメント（意見）としてではなく、具体的に検討しても良いと思

ます。

○子育て支援課長 パブリックコメントも踏まえ次回の部会で検討していきたいと思えます。

○会長 増えた減っただけではなく数字で目標値がつかれなかったのでしょうか。

○子育て支援課長 国が示した目標値を東村山市の実績がクリアしているため、現状を向上させていく意味で増やす減らすという表現としています。

○会長 国や都の目標値は入れておいて欲しいと思えます。ベースラインや前年度のものはわかりますが、そこまでしかわかりません。項目に入れる余地はなかったのでしょうか。

また、意見となりますが、子どもの問題を母子保健計画及び子ども・子育て支援事業計画の中だけで網羅するのは難しく、もう一工夫が必要だと思えます。

### ③地域包括ケア推進計画

○高齢介護課長（資料3をもとに説明。以下要旨）

地域包括ケア推進計画は地域包括ケア推進協議会において、30年度からの第7期の計画を検討中であり、計画は第1章から第5章までのつくりとしていますが、第5章は検討中であるため、今回は第1章から第4章まで資料配布しています。

2ページに計画策定の背景として、全国的に高齢化が進行しており、東村山市は平成29年10月時点26.3%の高齢化率となり、今後も上昇していくことを見込んでいます。国でも地域包括ケアシステムの強化、自立支援、重度化の防止、医療介護の連携の推進が示されています。それらを踏まえて第7期の計画について、団塊の世代が高齢期を迎える平成37年度を見据えた地域包括ケアシステムの構築、推進に向けて策定を進めています。

4ページに高齢者の現状や高齢者の特徴を示しており、平成28年度に前期高齢者数を後期高齢者数が上回り、引き続き後期高齢者数は今後も増える傾向を推測しております。

6ページに年代別要介護要支援の85歳以上が上昇していることが顕著にあらわれています。

8ページに65歳以上単身世帯の比率が26市平均と比べ東村山市は高く、75歳以上の人口も東京都26市平均より高くなっています。

9ページに認定率のグラフがあり、東京都・国の平均より軽度認定率が高いことがわかります。民生委員の活動や地域包括支援センターの活動により認定の相談、認定に繋がっているものと考えています。

第6期の主な取り組み、実績については、介護予防の取り組みが重要であるとし介護予防事業については、元気アップガイドのチラシを配付するなどして引きこもりがちな高齢者などの参加の促進などがあげられます。

13ページに医療と介護の連携の推進について協力体制ができ、平成29年11月に各地域包括支援センターに在宅療養支援窓口の設置をしました。三師会の協力を得て医療の相談体制を構築することができました。

25ページに第7期の計画の主要課題として高齢化が進み、認定率も高いことを踏まえ、1点目に地域における介護予防・日常生活支援総合事業の実践、2点目にケア

マネジメントの質の向上、3点目に医療と介護の連携の推進としています。

31ページに地域福祉計画の基本理念、基本目標に沿った形で高齢分野の主要施策の策定を進めています。

引き続き地域包括ケア推進協議会の中で検討をして第7期の計画策定を進めていきます。

○会長 ご意見ご質問ありますか。

○E委員 今後、高齢者を支える部分に関しては、地域の資源を活用することやいきがづくり、地域ネットワーク等の活用とありますが、人材として支えての育成については課題となっている、と地域の中でも聞こえてきますが、この地域包括ケア推進計画の中で人材について触れていますか？

○高齢介護課職員 人材確保について、地域における活動団体の支援と、専門職によるサービスを提供する事業者への支援があると認識しています。地域における活動団体の支援として、地域における生活支援を行う団体、人材の育成があり、介護予防・日常生活支援総合事業の推進の項目において、担い手の育成として記載しています。介護サービス事業者の人材確保については介護サービス事業者への助言、支援の項目の中で対応してまいります。

○C委員 高齢者の相談の中で、世帯・家族の単位でみると、高齢者本人だけではなく家族の障害、子どもの虐待等複雑な課題を抱えている方々が増えています。高齢分野だけでなく、障害分野・子ども分野との連携、ネットワークをしっかりとつくりたいと福祉の向上につながらないと思います。

住民主体とありますが、専門職・行政ができない所を市民に押し付けているイメージがあります。専門職、行政、住民が同じ土台で議論しながら、役割分担をしっかりとつくる必要があります。場所だけ設けても市民参加は活発にならないと思います。

また、事業所の現状として人材不足、経営についても厳しい状態であるため、事業所がやりがいをもって仕事ができるように、市の方でもサポートしてほしいと思っています。

○会長 高齢者、障害者、子どもなど総合的にどうするか決めるのが地域福祉計画をつくるきっかけであったと思います。個々の計画は進んでいるが計画全体をどうつなぎとめるかを地域福祉計画のどこかに書き込んでおく必要があると思います。

人材問題については外国人の参入であったり、AIロボットの研究も進んでいます。また前期高齢者の活用としてシニアを上手に使うということも進めています。いましっかりと対応しないと厳しい状態であると思います。

○A委員 国は自助、共助、公助、互助と3分野から4分野としていますが、公助がしっかりした上でのことだと思います。また地域福祉計画の中で個別計画の間をどうつないでいくかをわかりやすく明示されると良いと思います。

○会長 全体の基本理念や基本目標を地域福祉計画で議論をして、実行は各個別計画ですすめていると思います。お互いの計画をつなぎ合わせることや全体の人材についても地域福祉計画に入れてもよいのかと思います。



## (2) 地域福祉計画（案）について

### ①計画策定に係る基本事項

○地域福祉推進課職員（資料4をもとに説明。以下要旨）

第5次地域福祉計画の案については、第4次計画と同様に第1編-計画策定に関する基本的事項、第2編-地域福祉のまちづくり構想、第3編-部門別計画及び資料編という形での策定を考えています。

4ページの「目次」は、各ページの今後の校正により変動するため最終的な校正を終えてからの調整になります。

5ページから第1章が始まり、まずは「計画策定の背景と目的」ということで、これまでの地域福祉計画の策定状況や近年の福祉課題などの記載をし、地域福祉を推進することを目的に「認めあい 支えあいながら 健やかに暮らしていくまち 東村山」を基本理念とし「第5次地域福祉計画」を策定する旨を記載しています。

6ページに「各分野の近年の主な動向」として地域福祉、子ども、障害、高齢、保健の、分野ごとの法改正など主なものを記載しています。

8ページに「計画の位置づけ」として、地域福祉計画が個別計画を内包していることについての関係を示す図の記載をしています。

9ページの「計画の期間」については、関係計画の計画期間についてわかりやすく図にまとめています。

10ページの「計画策定の体制と経緯」については各会議体の関係がわかる図にまとめています。

11ページに計画策定にあたって開催された会議体別の開催日や意見募集の開催について記載しています。

13ページから第2章の「地域福祉を取り巻く現状」については、人口の動きとして子どもや高齢者、障害者の人数について、また東村山市の財政について記載しています。

概要としましては人口が緩やかに減少傾向にある中、高齢者率は増加していること、合計特殊出生率は増加傾向にあることなどが分かります。

17ページから「地域福祉関連施設の状況」として、市内を5地域に分け地域福祉関連施設を記載しています。

28ページに昨年度実施した地域福祉計画基礎調査の概要について記載をしています。

○会長 ご意見ご質問ありますか。

○F委員 障害者福祉計画と障害福祉計画で第5期や第5次と言葉を統一されていないので、統一した方がよいと思います。

○地域福祉推進課長 文書の校正は読みやすいように修正していきます。障害者福祉計画は次、障害福祉計画は期と法律で決まっている部分となります。

### ②基本理念と基本目標、重点施策

○地域福祉推進課職員・地域福祉推進課長（資料4をもとに説明。以下要旨）

資料4の32ページから第2編となり第1章といたしまして、基本理念と基本目標ですが、前回の会議（9/13）以降、基本理念と基本目標の修正案について各委員へご

確認させていただいたのち会長、副会長に皆さまから頂いた修正案の確認をいただき、第5次地域福祉計画の基本理念を「認めあい 支えあいながら 健やかに暮らしていくまち 東村山」としました。

基本目標1を「互いに認めあい、参画する地域社会づくり」、基本目標2を「わかりやすい情報提供と包括的な相談支援体制」、基本目標3を「市民が自分らしく、健やかに暮らしていくためのしくみづくり」、基本目標4を「安心して地域で暮らしていくためのまちづくり」と決定しました。

その後、基本理念及び基本目標が決定したことを、各部会へ報告をし、個別計画の策定をすすめています。

34ページからは、基本目標ごとの施策の方向性について、地域福祉や障害、高齢、健康の分野の計画を踏まえ、主なものを記載しています。

次に重点施策については複数の計画をまたぐものや市として重点的に推進していくものになります。

地域づくりの推進・地域活動との連携については支援にあたり複数の福祉施策の利用が必要なケースや制度のはざまになるケースが増加しています。市民や地域、行政がお互いの役割を認識し地域共生社会の実現に努めるということであり、国から通知にも明文化されているが「地域福祉計画の策定にあたって地域共生社会の実現に努めること」を盛り込むこととされています。

地域づくりを推進する仕組みの一例として、地域福祉活動計画、エリアネットワーク会議、障害者自立支援協議会、地域ケア会議、社会福祉協議会 福祉協力員会などがあります。

なお、社会福祉協議会が策定をしている住民活動計画である地域福祉活動計画については策定中ではありますが、重点施策として専用のページをつくる予定となります。

福祉人材と事業者の育成については、福祉サービスの提供や、人材や事業者の育成、事業者へのサポート体制としては第三者評価の受審奨励制度や情報提供、事業者の研修など充実を図っていきたいと思います。

さらに今後は福祉人材を確保するため、市内の社会福祉法人との連絡会や就労に関する相談窓口、福祉の仕事相談会と連携を図りながら福祉人材の確保に努めていききたいと思います。

#### ・生活困窮者対策について

○生活福祉課長（資料4をもとに説明。以下要旨）

平成27年度4月より「生活困窮者自立支援法」の施行に基づき、自立相談窓口として「ほっとシティ東村山」を設置しました。

当市における取組内容は、平成27年度の初年度には自立相談支援事業、住居確保給付金、任意事業の学習支援事業がスタートしました。

自立相談支援事業では、困窮に関する様々な相談を広く受け、アセスメントの後、相談者のニーズに合わせた機関に繋がります。特に当市では、就労支援に力を入れており、困窮者に合わせた独自の企業開拓や、紹介・斡旋などの職業紹介をおこない支援強化を図っています。

次に平成28年度には、任意事業の就労準備支援事業を開始しています。この事業は生活困窮者と被保護者を一体化して実施しています。相談者の段階に応じた支援体制の構築を目指し事業展開をしています。特に、中間就労先の協力を得て、就労体験することにより自信を取戻し、一般就労に繋がる人も出てきています。

平成29年度は、家計相談支援事業を開始し、現状のお金の使い方を見直す家計管

理の相談や、債務整理・資産活用など専門的な支援を実施し、就労支援事業との両輪で支援の幅を広げています。

3年目になる生活困窮者自立支援制度ですが、主要な事業は今年度までに一通り開始し、年々多くの人に利用していただき、「ほっとシティ東村山」が認知されつつあると実感しています。

一方、課題も見えてきたので今後は、課題である早期発見・早期相談に繋がるシステムの構築と、様々な状況におかれている相談者のニーズにこたえられるよう社会資源の拡充することで、この制度の最終目標である生活困窮者の支援を通じた地域づくりを進め、「ほっとシティ東村山」の支援の充実を図っていきたいと考えています。

・災害時等における要配慮者への支援体制

○地域福祉推進課長（資料4をもとに説明。以下要旨）

引き続き名簿の整備を行っていきます。

また福祉避難所の指定については第4次地域福祉計画の開始する前は6か所でしたが、今現在13か所まで増加しています。今後は福祉避難所連絡会を設置し、避難所との円滑な連携を図るとともに、福祉避難所設置・運営マニュアルの作成をすすめていきたいと思えます。

・成年後見制度について

○地域福祉推進課職員（資料4をもとに説明。以下要旨）

第4次からの変更点を中心にご説明しますが、前段で、成年後見制度の導入や現状について記載しています。成年後見制度の現状については、成年後見制度の利用の促進に関する法律が、平成28年4月15日に公布、5月13日に施行され、成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画に推進していくこととされたことを追記しています。

中段には、東村山市における取組みを記載しておりますが、推進機関の設置、市長申立ての実施、成年後見制度及び地域福祉権利擁護事業の周知・推進を行いました。

第4次の際に適正実施について研究していくとしていた市民後見人の活用や法人後見監督等の制度の適正実施について、平成27年度より市民後見人等養成事業を実施し、平成28年度に6名の方が市民後見人として登録されました。東村山市社会福祉協議会が後見監督人となるよう体制整備をし、平成29年10月に1名の方が後見人に受任されたことから、市民後見人の活用・法人後見監督の体制整備を進めたことを追記しております。

今後の取組として、国の成年後見利用促進にも明記されておりますが、成年後見制度の利用促進を図るために ①制度の広報・周知、②相談・発見、③情報集約、④地域体制整備、⑤後見等申立て、⑥後見等開始後の継続的な支援、⑦後見等の不正防止といった場面ごとに、地域における課題を整理して、体制を整備し、対応の強化を進めていきたいと考えております。

○会長 ご意見ご質問ありますか。

○C委員 住民同士のつながりについて、自分自身の経験から人と人とのつながりは重要だと感じていますが、実習生の受入を通して、学生をみていると、そもそも人と人とのつながりの大切さをあまり経験していないと感じています。経験がないような人を意識することも大切かもしれないと思いました。

また、社会的健康（社会的つながり）とありますが、つながっていない人は不健康だと捉えてしまい、あえてつながらない選択をしている人もいるので、書き方を工夫した方がよいと思います。

また、「心や体の健康増進」の所でかかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局の書き方の工夫も必要かと思います。

○A委員 地域づくりの担い手に保健推進員会についても明記してほしいと思います。

また、生活困窮者対策について、ワンストップの相談窓口を開設したことで、個人の自立だけではなく、地域に包括されていくといったニュアンスを入れたほうが良いと思います。

○F委員 全体的に文書を短くした方が分かりやすいと思います。

○A委員 基本目標の「健やかに」という言葉については策定委員会でも多くの方が疑問に思った部分で、市民の方が見ても疑問に思うところかもしれないので、「健やかに」については単に病気がなく身体的に健康という意味だけではなく、今の健康な状態から悪化しないことも含めるなど説明があったほうが良いと思います。

○地域福祉推進課長 本日のご意見について、文書表現等、構成していきたいと思います。

○会長 重点施策の成年後見制度については「利用促進」のような表題に変えた方が良いでしょう。

また、健康についてはWHOの健康の定義をもってくと議論しています。心と身体だけではなく、社会的にもという議論をしています。その議論を踏まえ整理していただければと思います。

### （3）パブリックコメントについて

○地域福祉推進課長 パブリックコメント（市民意見募集）については1月4日から23日の間に実施いたします。本日意見を出せなかった部分についても事務局までご意見いただければと思います。

○会長 ご意見ご質問ありますか。

閉会